重要事項説明書

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている指定訪問看護やリハビリテーションサービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年大阪府条例第115号)」第10条の規定に基づき、指定訪問看護やリハビリテーションサービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

| 事業者名称 | 有限会社 野花ヘルスプロモート |
|--------------|-----------------------------------|
| 代表者氏名 | 代表取締役 冨田昌秀 |
| 本社所在地 | 大阪府岸和田市五軒屋町 2-1 |
| (連絡先及び電話番号等) | Tel 072-438-6888 Fax 072-438-6887 |
| 法人設立年月日 | 平成 12 年 6 月 8 日 |

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

| 事業所名称 | のばな訪問看護ステーション | |
|-------------|-----------------------------------|--|
| 介護保険指定事業所番号 | 2761190301 | |
| 事業所所在地 | 大阪府岸和田市五軒屋町 2-1 | |
| 連 絡 先 | Tel 072-438-6888 Fax 072-438-6887 | |
| 相談担当者名 | (相談担当者:中村 奈穂) | |
| 事業所の通常の | 岸和田市、貝塚市 | |
| 事業の実施地域 | 产和山印、只体印 | |

(2) 事業の目的及び運営の方針

| 事業の目的 | 指定訪問看護の適正かつ円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)の利用者の立場に立った適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を確保することを目的とする。 |
|-------|--|
| 運営の方針 | 利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。 利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。 指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。 |

6、前5項のほか、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定 並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基 準に定める条例」(平成24年大阪府条例第115号)に定める内容を

遵守し、事業を実施するものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

| 営 | 業日 | | 月曜日から土曜日 |
|---|----|---|------------|
| 営 | 業時 | 間 | 午前9時から午後6時 |

(4) サービス提供可能な日と時間帯

| サービス提供日 | 月曜日から土曜日 | |
|----------|------------|--|
| サービス提供時間 | 午前9時から午後6時 | |

(5) 事業所の職員体制

| 看護師 冨田 昌秀 |
|-----------|
|-----------|

| 職 | 職務内容 | 人員数 |
|------------------------|---|---------------|
| 管理者 | 1 主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。2 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。3 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。 | 常 勤 1名 |
| 看護職員のうち主として計画作成等に従事する者 | 1 指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。 2 主治の医師の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い、同意を得ます。 3 利用者へ訪問看護計画を交付します。 4 指定訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。 5 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。 6 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。 7 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。 8 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。 | 常 勤 9名 非常勤 3名 |

| 看護職員 (看護師 准看護師) | | 1 2 | 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。 訪問看護の提供に当たっては、適切な技術をもって行います。 | 常非常 | 勤 | 9名 |
|-----------------------|--|-----|---|-----|----|----|
| 事務職員 | | 1 | 介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。 | 常 | 勤 | 1名 |
| 丁 伤喊貝 | | • | 川成門」具有が明外子切及の地口圧和予切すで刊り、より。 | 非常 | 常勤 | 名 |

| 職 | 職務内容 | 人員数 |
|---|---------------------------------|-----------|
| 理 | 1 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連 | |
| 学 | 携を図ります。 | |
| 療 | 2 医師及び理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護 | |
| 法 | 職員その他の職種の者が多職種協同により、リハビリテーションに | |
| 士 | 関する解決すべき課題を把握します。計画作成に当たっては、利用 | |
| • | 者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、 | 理学療法士0名 |
| 作 | 具体的な目標や具体的なサービスを記載します。訪問リハビリテー | 生于原丛工 0 石 |
| 業 | ション計画を作成するに当たっては、居宅サービス計画にそって作 | 作業療法士 1名 |
| 療 | 成し、利用者、家族に説明したあとで、利用者の同意を得ます。ま | 17未凉丛工 「石 |
| 法 | た作成した計画は、利用者に交付します。 | 言語聴覚士0名 |
| 士 | 3 訪問リハビリテーション計画に基づき、指定訪問リハビリテーシ | 日間心光エリコ |
| • | ョンのサービスを提供します。 | |
| 言 | 4 常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境 | |
| 語 | の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供します。 | |
| 聴 | 5 それぞれの利用者について、指定訪問リハビリテーション計画に | |
| 覚 | 従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記 | |
| 士 | 録を作成するとともに、医師に報告します。 | |

3 提供するサービスの内容について

| サービス区分と種類 | サービスの内容 |
|-----------|--|
| 訪問看護計画の作成 | 主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。 |
| 訪問看護の提供 | 訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容(サービス例) ① 病状・障害の観察 ② 清拭・洗髪等による清潔の保持 ③ 食事及び排泄等日常生活の世話 ④ 褥創の予防・処置 ⑤ リハビリテーション ⑥ ターミナルケア ⑦ 認知症患者の看護 ⑧ 療養生活や介護方法の指導 ⑨ カテーテル等の管理 ⑪ その他医師の指示による医療処置 ⑪ 計問看護報告書の作成 |

| サービス区分と種類 | サービスの内容 |
|-------------|------------------------------|
| | 要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限り居宅 |
| 指定訪問リハビリテーシ | において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むこと |
| 固定的向りパピック | ができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法そ |
| | の他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心 |
| | 身の機能の維持回復を図ります。 |

(1) 訪問看護師、訪問セラピストの禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

4 担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する ア 相談担当者氏名 (中村 奈穂) イ 連絡先電話番号 (072-438-6888) ロファックス番号 (072-438-6887) ウ 受付日及び受付時間 (随時応対致します)

※ 担当する看護職員の変更に関しては、利用さやのご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望に添えない場合もありますことを予めご了承ください。

5 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画(ケアプラン)」に基づき、主治の医師の指示並びに利用者の心身の状況、また利用者や家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします
- (4) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行います。なお、「訪問看護計画」は、利用 者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
- (5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行な

いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行ないます。

6 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置 を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 管理者: 冨田 昌秀

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 介護相談員を受入れます。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

7 秘密の保持と個人情報の保護について

| ① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について | 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。 |
|--------------------------|---|
| ② 個人情報の保護について | 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族に関する個人情報を用いません。 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報を用いません。 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的意味を含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的意味を含まれる記録を含まれる記録を含まれる記録を含まれる記録を含まれる記録を含まれる記録を含まれる記録を含まれる。 事業者が管理する情報については、利用者の求めにでその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場 |

合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)

8 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

9 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、 利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 三井住友海上火災保険株式会社

保険名 訪問看護事業者賠償責任保険

補償の概要事業者が業務に起因して利用者に身体障害を与え、また財物を減失・

破損した結果法律上の損害賠償を負った場合に損害を補償します。

10 身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

11 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

12 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定訪問看護の提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容 を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

13 サービス提供の記録

- ① 指定訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- ② 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は、提供の日から5年間保存します。
- ③ 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

14 衛生管理等

- ① 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- ③ 感染予防の為、ご自宅の洗面をお借りする事をご了承下さい。
- 15 料金について

提供するサービスの利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)について

※ 指定訪問看護ステーションの場合

| サービス提供時間数 | 20 分未満 | | 30 分 | 30 分未満 | | 以上 未満 | 1 時間以上 1 時間 30 分未満 | |
|---------------|----------|------------------|----------|------------------|-----------|------------------|-----------------------|------------------|
| サービス提供制帯 | 利用料 | 利用者 負担額 1割 | 利用料 | 利用者 負担額 1割 | 利用料 | 利用者 負担額 1割 | 利用料 | 利用者 負担額 1割 |
| 昼間 (上段:要介護 | 3, 272 円 | 327 円 | 4, 908 円 | 491 円 | 8, 576 円 | 858 ∄ | 11, 754 ∄ | 1, 176 円 |
| 下段:介護予防) | 3, 157 円 | 316 円 | 4, 699 円 | 470 円 | 8, 273 円 | 827 円 | 11, 358 ∄ | 1, 136 円 |
| 早朝・夜間 (上段:要介護 | 4, 095 円 | 410 円 | 6, 137 円 | 614 円 | 10, 722 円 | 1, 072 円 | 14, 692 ∄ | 1, 469 円 |
| 下段:介護予防) | 3, 949 円 | 395 ∄ | 5, 877 円 | 588 用 | 10, 347 円 | 1, 035 円 | 14, 202 ∏ | 1, 420 円 |
| 深夜 (上段:要介護 | 4, 908 円 | 491 ∄ | 7, 367 円 | 737 円 | 12, 869 円 | 1, 287 円 | 17, 631 ∄ | 1, 763 円 |
| 下段:介護予防) | 4, 741 円 | 474 円 | 7, 054 円 | 705 円 | 12, 410 円 | 1, 241 円 | 17, 037 ∏ | 1, 704 円 |

理学療法士等による訪問の場合

要支援

| サービス提供時回数 | 1回20分以上 6回が限度 | このサービス、1週に | 1日に2回を超えて行う場合 | | |
|-----------|------------------|--------------|---------------|--------|--|
| サービス提供時間帯 | 利用料 | 利用者負担額 1割 | 利用料 | 利用者負担額 | |
| 昼間 | 2, 959 🖰 | 296 円 | 2, 761 円 | 276 円 | |
| 早朝・夜間 | 3, 699 円 | 370 円 | 1, 855 円 | 186 円 | |
| 深夜 | 4, 439 円 | 440 円 | 2, 219 円 | 222 円 | |

要介護

| サービス提供特の数 | 1回20分以上に6回が限度 | このサービス、1 週 | 1日に2回を超えて行う場合 | | |
|-----------|---------------|--------------|---------------|--------------|--|
| サービス提供時間帯 | 利用料 | 利用者負担額 1割 | 利用料 | 利用者負担額 1割 | |
| 昼間 | 3, 063 円 | 306 円 | 2, 761 円 | 276 円 | |
| 早朝・夜間 | 3, 835 ∄ | 384 円 | 3, 449 円 | 345 円 | |
| 深夜 | 4, 595 🖰 | 460 円 | 2, 219 円 | 222 円 | |

※准看護師による訪問は、上記料金の90/100となります。

※利用者様負担額は所得に応じて1~3割に区分されています。

| 提供時間帯名 | 早朝 | 夜間 | 深夜 | |
|--------------|--------|-----------|-----------|--|
| 時間帯 | 午前6時から | 午後6時から | 午後 10 時から | |
| h4 lai .tti. | 午前8時まで | 午後 10 時まで | 午前6時まで | |

サービス提供開始時刻が早朝・夜間の場合は、1回につき所定単位数の100分の25、深夜の場合は、100分の50に相当する単位が加算されます。

※ 指定訪問看護ステーション加算

| 加算 | 利用料 | 利用者負担額 1割/2割 | 算 定 回 数 等 |
|---------------|-----------|------------------|--------------|
| 緊急時訪問看護加算Ⅰ | 6, 252 円 | 625/1250 円 | 1月に1回 |
| 特別管理加算(I) | 5, 210 円 | 521/1, 042 円 | 1月に1回 |
| 特別管理加算(Ⅱ) | 2, 605 円 | 261/521 円 | 「月に「回 |
| ターミナルケア加算 | 26, 050 円 | 2, 605/5, 210 円 | 死亡月に1回 |
| 初 回 加 算 (I) | 3, 647 円 | 365/730 円 | 退院、退所日の初回のみ |
| 初回加算(Ⅱ) | 3, 126 円 | 313/626 円 | 上記以外の初回のみ |
| 複数名訪問看護加算 | 2, 646 円 | 265/530 円 | 1回当たり(30分未満) |
| 被 | 4, 188 円 | 419/838 ₱ | 1回当たり(30分以上) |
| 複数名訪問看護加算 | 2, 904 円 | 290/580 円 | 1回当たり(30分未満) |
| (看護補助同行の場合) | 3, 303 円 | 330/660 円 | 1回当たり(30分以上) |
| 長時間訪問看護加算 | 3, 026 円 | 303/606 円 | 1回当たり |
| 退院時共同指導加算 | 6, 252 円 | 626/1, 251 円 | 退院もしくは退所後の初回 |
| サービス提供体制強化加算Ⅱ | 63 円 | 6/12 円 | 1回当たり |

- ※ 緊急時訪問看護加算は、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して 24 時間連絡 体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う旨を説明し、同意を得た場合に加算します
- ※ 特別管理加算は、指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者(別に厚生労働大臣が 定める状態にあるものに限る。→下段のかっこ内に記載しています)に対して、指定訪問看 護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。なお、「<u>別に厚生労働大臣が定</u> める状態にあるもの」とは次のとおりです。
- ※ 特別管理加算(I)は①に、特別管理加算(II)は②~⑤に該当する利用者に対して訪問看護 を行った場合に加算します。
- ① 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態
- ② 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ③ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ④ 真皮を超える褥瘡の状態
- ⑤ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

- ※ ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日(末期の悪性腫瘍<u>その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの</u>は1日)以上ターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った後、24時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。)に加算します。
 - その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものとは次のとおりです。
- イ 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る)、他系統萎縮症(綿条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頚髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態
 □ 急性増更るの他当該利用者の主治の医師が一時的に短回の試問表謝が必要であると認める
- ロ 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める 状態
- ※ 初回加算は新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供した場合に加算しま す。また退院時共同指導料を算定する場合は算定しません。
- ※ 退院時共同指導加算は入院若しくは入所中の者が退院退所するにあたり、主治医等と連携 し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した後に場合に加算し ます。また初回加算を算定する場合は算定しません。
- ※ 複数名訪問看護加算は、二人の看護師等(両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する)が同時に訪問看護を行う場合(利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等)に加算します。
- ※ 長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える 訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費(1時間以上1時間30分未満)に加算しま す。なお、当該加算を算定する場合は、別途定めた1時間30分を超過する部分の利用料は徴 収しません。
- ※ 主治の医師(介護老人保健施設の医師を除く)から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問 看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限って、 介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による訪問看護の提供となります。
- ※ 当事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して、前年度の月平均で30人以上にサービス提供を行い、当該建物に居住する利用者にサービス提供を行った場合は、 上記金額の90/100となります。
 - 同一の建物とは、当該事業所と構造上、外形上、一体的な建築物 (養護老人ホーム、軽費 老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅又は高齢者専用賃貸住宅に限る。)
- ※ (利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合)上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)その他の費用の請求及び支払い方法につ

- ① 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する 場合)、その他の費用の 請求方法等
- イ 利用料利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその 他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの 合計金額により請求いたします。
- ゥ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 15 日 までに利用者あてお届けします。
- ② 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する 場合)、その他の費用の 支払い方法等
- ィ サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者 控えと内容を照合のうえ、請求月の25日までに、下記のい ずれかの方法によりお支払い下さい。
 - (ア) 事業者指定口座への自動引落し(ゆうちょ銀行) 記号 14150 番号 85723741

有限会社 野花ヘルスプロモート

- (イ) 現金支払いの場合
- ウ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、 領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願い します。(医療費控除の還付請求の際に必要となることが あります。)
- ※ 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、 正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促 から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分 をお支払いいただくことがあります。

指定訪問看護サービス内容の見積もりについて

○ このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅サービス計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

その他の費用(介護保険適応外)

介護保険の利用料の自己負担額に加えて

衛生材料ガーゼやプラスチック手袋など必要時は適宜頂戴致します。

交通費 原則無料 パーキング代は医療保険の場合のみ頂戴いたします。

死後の処置料 20,000円など

1か月当りのお支払い額(利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)とその他の費用 の合計)の目安

お支払い額の目安 (円)

★ 初回加算(介護保険 初回月のみ) 円/月

★ 緊急時訪問看護加算(介護保険) 円/月

★ 特別管理加算 円/月

円/月

※ ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。

○ このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅サービス計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

訪問看護計画を作成する者

| 氏 名 | (| 連絡先: | 072-438-6888 |) |
|-----|---|------|--------------|---|
|-----|---|------|--------------|---|

17 サービス提供に関する相談、苦情について

- (1) 苦情処理の体制及び手順
 - ア 提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
 - ィ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
 - 苦情や相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するために必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行う
 - 〇 管理者は、看護職員等に事実関係の確認を行う
 - O 相談担当者は、把握した状況をスタッフとともに検討を行い、時下の対応を決定 する
 - O 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者に対し必ず対応方法を含めた結果報告を行う(時間を要する内容もその旨を翌日までに連絡する

(2) 苦情申立の窓口

| 【事業者の窓口】 のばな訪問看護ステーション 担当: 中村 奈穂 | 所 在 地 岸和田市五軒屋町 2-1 電話 072-438-6888 · FAX 072-438-6887 受付時間 9:00~18:00 |
|--|---|
| 【市町村(保険者)の窓口】 岸和田市 介護保険課 | 所 在 地 岸和田市岸城町 7-1 電話 072-423-9475(介護保険課 直通) 受付時間 9:00~17:30 |
| 【公的団体の窓口】 広域事業者指導課 介護事業者担当 | 所 在 地 岸和田市野田町 3 丁目 13-2 電話 072-493-6132 受付時間 9:00~17:00 |
| 【市町村(保険者)の窓口】 | 所 在 地 電話 受付時間 |
| 【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会 | 所 在 地 大阪府中央区常磐町 1-3-8 電話番号 06-6949-5418 受付時間 9:00~17:00 |

18 重要事項説明の年月日

| 年 月 日 |
|-------|
| |

以上の内容について、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年大阪府条例第115号)」第10条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

| | 所 在 | 地 | 岸和田市五軒屋町 2-1 | |
|---|-------|-----|-----------------|---|
| 事 | 法 人 | 名 | 有限会社 野花ヘルスプロモート | |
| 業 | 代 表 者 | 名 | 代表取締役 冨田昌秀 印 |) |
| 者 | 事 業 所 | 名 | のばな訪問看護ステーション | |
| | 説明者氏 | ; 名 | |) |

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

| 利用者 | 住 | 所 | |
|-----|---|---|---|
| 们用名 | 氏 | 名 | Ð |

| 代理人 | 住 | 所 | |
|------|---|---|---|
| 10年入 | 氏 | 名 | 印 |